

資料③

給付と一体的に実施する場合の基準緩和等(ガイドラインP103～)

- 相当サービスと一体的に実施する場合においては、市の第1号訪問(通所)事業の人員及び設備基準を満たすことをもって、給付の基準を満たす
- 緩和した基準によるサービスと一体的に実施する場合においては、プログラム等を分けるなど、要介護者の処遇に影響を与えないことを前提に、総合事業による人員配置等を可能とする

訪問型サービスと訪問介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準				
	現行の訪問介護相当のサービス (現行の基準と同様)と一体的に実施	緩和した基準によるサービスと一体的に実施		介護給付+相当サービス +緩和型を一体的に実施
		緩和型A1	緩和型A2	
一体的に行う場合の介護給付の基準	<p>○要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※1 常勤・専従1以上</li> <li>・訪問介護員等常勤換算2.5以上</li> </ul> <p>【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供責任者</li> <li>常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上※2</li> </ul> <p>【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</li> <li>※2 一部非常勤職員も可能。</li> </ul> <p>【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合 訪問介護員等常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者3人以上</p>	<p>○訪問介護員等は要支援者と要介護者を合わせた数。サービス提供責任者は要介護者数で介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数(下線部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※1 常勤・専従1以上</li> <li>・訪問介護員等常勤換算2.5以上</li> </ul> <p>【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供責任者</li> <li>常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上※2、※3</li> </ul> <p>【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</li> <li>※2 一部非常勤職員も可能。</li> <li>※3 要介護者の処遇に影響がないよう配慮。</li> </ul> <p>【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合 訪問介護員等常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者1人以上 +必要数(市町村の判断)</p>	<p>要介護者の処遇に影響がないこと(介護給付の基準を遵守)を前提として、一体的に実施することが可能</p> <p>※加算等の要件については国のQ&amp;Aを参照</p>	
	人員			
	設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画・必要な設備・備品		
運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規程等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・衛生管理等</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応・廃止</li> <li>・休止の届出と便宜の提供 等</li> </ul>			

(注)介護給付における事業者による廃止・休止の届出と便宜の提供については、介護保険法第74条第5項に規定。

		現行の訪問介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	
			緩和型A1	緩和型A2
一 体 的 に 行 う 場 合 の 訪 問 型 サ ー ビ ス の 基 準	人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</li> <li>・管理者※1 常勤・専従1以上</li> <li>・訪問介護員等常勤換算2.5以上</li> <li>【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</li> <li>・サービス提供責任者</li> <li>常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に対して1人以上</li> <li>※2</li> <li>【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</li> <li>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</li> <li>※2 一部非常勤職員も可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 1人</li> <li>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</li> </ul>	
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> <li>・必要な設備・備品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事者必要数</li> <li>【資格要件:身体介護に従事する場合のみ介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、身体介助以外は市が認める研修の終了者】</li> <li>・サービス提供責任者 従事者のうち必要数</li> <li>【資格要件:従事者に同じ、ただし身体介護を行う場合には相当サービス同様の資格要件とする】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事者必要数</li> <li>・サービス提供責任者 従事者のうち必要数</li> <li>【資格要件:市が認める研修の終了者】</li> </ul>
	運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規程等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供 等</li> <li>(現行の基準と同様)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・従事者又は従事者であった者の秘密保持</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、個別サービス計画の作成</li> </ul>	

(注) 訪問型サービスを訪問介護以外の介護サービス(小規模多機能、特養等)と同一敷地内で行う場合は、支障がない場合(入所者の処遇に影響が無い場合)に、管理者(施設長)及び最低基準を下回らない範囲で、訪問型サービスの従事者との兼務が可能

## 通所型サービスと通所介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準

		現行の通所介護相当のサービス (現行の基準と同様)と一体的に実施	緩和した基準によるサービスと一体的に実施	介護給付+相当サービス +緩和型を一体的に実施
一体的に行う場合の介護給付の基準	人員	<p>○現行と同様、従事者が専従要件を満たしているとし、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす(下線部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 常勤・専従1以上</li> <li>・生活相談員 <u>専従1以上</u> ・看護職員 <u>専従1以上</u></li> <li>・介護職員 ～15人<u>専従1以上</u> 16人～利用者1人に<u>専従0.2以上</u> (生活相談員・介護職員の1以上は常勤)</li> <li>・機能訓練指導員 1以上</li> </ul> <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 →介護職員4人以上</p>	<p>○従事者が専従要件を満たしているとし、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数(下線部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 常勤・専従1以上</li> <li>・生活相談員 <u>専従1以上</u> ・看護職員 <u>専従1以上</u></li> <li>・介護職員 ～15人 <u>専従1以上</u> 16人～利用者1人に<u>専従0.2以上</u> (生活相談員・介護職員の1以上は常勤)</li> <li>・機能訓練指導員 1以上</li> </ul> <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 →介護職員2人以上+必要数(市町村の判断)</p>	<p>要介護者の処遇に影響がない(介護給付の基準を遵守)ことを前提として、一体的に実施することが可能</p> <p>※加算・人員基準欠如・定員超過利用時の取扱い等については国のQ&amp;Aを参照</p>
	設備	<p>○現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・静養室・相談室・事務室</li> <li>・消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>・必要なその他の設備・備品</li> </ul>		<p>要介護者の処遇に影響がないことを前提として、設備・備品等の共用が可能</p>
	運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成・運営規程等の説明・同意・提供拒否の禁止</li> <li>・衛生管理等・秘密保持等・事故発生時の対応・廃止・休止の届出と便宜の提供 等</li> </ul>		
	備考	<p>○必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容は区分するなど、要介護者の処遇に影響がないよう配慮。</p>		

(注) 介護給付における事業者による廃止・休止の届出と便宜の提供については、介護保険法第74条第5項に規定。

		現行の通所介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス
一体的に行う場合の通所型サービスの基準	人員	<p>○現行と同様、従事者が専従要件を満たしているとみなし、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 常勤・専従1以上</li> <li>・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上</li> <li>・介護職員 ～15人 専従1以上 16人～ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1人以上は常勤)</li> <li>・機能訓練指導員1以上</li> </ul> <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>	<p>○従事者が専従要件を満たしているとみなし(下線部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 専従1以上</li> <li>・生活相談員 <u>専従1以上</u></li> <li>・従事者 ～15人 <u>専従1以上</u> 16人～ 利用者1人に<u>専従0.1以上</u></li> </ul> <p>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
	設備	<p>○現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・静養室・相談室・事務室・消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>・必要なその他の設備・備品</li> </ul>	<p>○現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・必要な設備・備品</li> </ul>
	運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供等</li> </ul> <p>(現行の基準と同様)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、個別サービス計画の作成</li> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・従事者又は従事者であった者の秘密保持</li> <li>・事故発生時の対応・廃止・休止の届出と便宜の提供</li> </ul>

(注)通所型サービスを通所介護以外の介護サービスと同一敷地内で行う場合(小規模多機能、特養等の空きスペースの活用等)においては、支障がない場合(入所者の処遇に影響が無い場合)に、管理者(施設長)及び最低基準を下回らない範囲で、通所型サービスの従事者との兼務が可能

※一体的に行う場合における留意事項(ガイドラインQ&Aより抜粋・要約)  
(訪問型サービス)

	Q	A
H27.8.19 Q16	訪問介護の特定事業所加算における、 ①訪問介護員等要件の介護福祉士の割合に訪問型Aのサービスの従事時間を含むか ②重度要介護者等対応要件の利用者の数には、訪問型Aの利用者を含むか	①含まない ②含まない

(通所型サービス)

	Q	A
H27.3.31 Q7	既存介護事業所の指定基準を超えているスペースを活用して総合事業を実施する場合、事業所は指定権者に対して変更届を出す必要があるのか	指定基準を遵守し、利用者の処遇が低下しないよう留意する必要があるが、指定権者に対する変更の届出は不要
H27.8.19 Q9	通所介護と、緩和した基準によるサービス(A)及び相当サービスを一体的に行う場合、専従要件や加配職員を求めている加算の算定要件に関する考え方	①専従の職員配置を求めている「中重度ケア体制加算」「個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)」「認知症加算」については、通所型A及び相当サービスに従事したとしても、専従要件を通所介護で満たしているものとして取り扱う ②職員の加配を求めている「中重度ケア体制加算」「認知症加算」については、通所型Aの職員の勤務時間は、加配職員として常勤換算員数を算出する際の勤務時間数含めることはできない
H27.8.19 Q10	通所介護と、緩和した基準によるサービス(A)及び相当サービスを一体的に行う場合、サービス提供体制強化加算を算定する上で、職員の割合の算出方法は	①サービス提供体制強化加算は常勤換算方法により介護福祉士が50%以上配置されていることが要件であり、サービスの提供を一体的に行う場合、 ・通所型サービスAの職員は含めず、 ・予防通所相当サービスの職員は含めて、職員の割合を算出する ②この場合、通所介護と予防通所相当サービスの双方においてサービス提供体制強化加算を算定可能
H27.8.19 Q11	通所介護と、緩和した基準によるサービス(A)及び相当サービスを一体的に行う場合、人員基準欠如の取扱いは	それぞれ必要となる職員(勤務時間)の合計に対して実際の職員配置が人員欠如となる場合、一体的に運営している以上、それぞれの事業所が人員基準欠如となり、 ・通所介護及び予防通所相当サービス部分は減算の対象となる ・通所型Aの部分は、市町村の定める減算等の取扱いによる
H27.8.19 Q12	通所介護と、緩和した基準によるサービス(A)及び相当サービスを一体的に行う場合、定員超過利用の取扱いは	①サービスを一体的に行う事業所の定員については、 ・通所介護と予防通所相当については、要介護+要支援等との合算で利用定員を定める ・通所型Aについては、当該サービス利用者(要支援等)で利用定員を定める ②このため、事業所全体では利用定員を超えないものの・通所介護と予防通所相当の部分が超過利用となる場合、減算の対象となる・通所型Aの部分が超過利用となる場合、市町村の定める減算等の取扱いによる ③なお事業所は、適正なサービスの提供を確保するため、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする

	Q	A
H27.8.19 Q13	通所介護と、緩和した基準によるサービス(A)及び相当サービスを一体的に行う場合、地域密着型通所介護への移行対象となる利用定員についての考え方	通所介護と予防通所介護相当サービスの対象となる利用者の合算により利用定員を定めることとしており、通所型Aの利用定員に関わらず、通所介護と予防通所介護相当サービスの合計が18名以下の場合において、地域密着型通所介護への移行対象となる
H27.8.19 Q14	通所介護と、緩和した基準によるサービス(A)及び相当サービスを一体的に行う場合、食堂及び機能訓練室の合計した面積はどのように確保すべきか	<p>①食堂及び機能訓練室の合計した面積については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所介護と予防通所介護相当については、利用定員×3㎡以上、</li> <li>・通所型Aについては、サービス提供に必要な場所を確保となっている</li> </ul> <p>②通所介護と予防通所介護相当サービスを一体的に行う場合は、事業所全体の利用定員×3㎡以上確保する必要がある</p> <p>③この場合、通所型Aに関しては、要介護者の処遇に影響を与えないことを前提に、総合事業の基準による人員配置が可能</p>